

○長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例

平成 15 年 12 月 26 日

条例第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 58 条第 1 項の規定に基づき、風致地区内における建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制について必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第 2 条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 土石の類の採取
 - (5) 水面の埋立て又は干拓
 - (6) 建築物等の色彩の変更
 - (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積
- 2 市長は、前項の許可に都市の風致を維持するため必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。
- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
 - (2) 国若しくは地方公共団体又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下であるもの(新築、改築又は増築後の建築物の高さが別表第 2 の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(い)欄に掲げる限度を超えることとなるものを除く。)
 - (5) 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が 10 平方メートル以下であるもの

- (6) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
- ア 風致地区内において行う行事に必要な仮設の工作物
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
 - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - エ ア、イ及びウ以外の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが 1.5 メートル以下であるもの
- (7) 面積が 10 平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが 1.5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 次に掲げる木竹の伐採
- ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 本項各号又は次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第 7 号の土地の形質の変更と同程度のもの
- (10) 面積が 10 平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (11) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (12) 風致地区が決定され、又はその区域が拡張された際、既に着手していた行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
 - (ウ) 高さが 1.5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - (エ) 高さが 5 メートルを超える木竹の伐採
 - (オ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が（ウ）の土地の形質の変更と同程度のもの
 - (カ) 建築物等の色彩の変更で、第 11 号に該当しないもの
 - ウ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による認定電気通信事業認定電気通信事業又は放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による一般放送

の業務（テレビジョン放送（放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 2 条第 7 号に規定する同時再放送に限る。）及びラジオ放送（同規則第 142 条第 1 号ロ(1)に規定する共同聴取業務に限る。）に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが 15 メートル以下であるものの新築（一般放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転

エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

（ア） 建築物の新築、改築、増築又は移転

（イ） 用排水施設（幅員が 2 メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道の設置

（ウ） 宅地の造成又は土地の開墾

（エ） 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

（オ） 水面の埋立て又は干拓

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体又は市長が別に定める者（以下この項において「国等」という。）が行う行為（前項各号に掲げる行為を除く。）については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

（適用除外）

第 3 条 次に掲げる行為については、前条第 1 項の許可を受け、又は同条第 4 項の協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、市長にその旨を通知しなければならない。

(1) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

(2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為

(3) 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為

- (4) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項に規定する河川又は同法第 100 条第 1 項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法(平成 14 年法律第 182 号)第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ又は第 3 号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)
- (6) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (7) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (9) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 41 条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 森林法第 5 条の規定による地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (13) 地方公共団体又は農林漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又は管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- (16) 軌道法(大正 10 年法律第 76 号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- (17) 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- (18) 航路標識法(昭和 24 年法律第 99 号)による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (19) 港則法(昭和 23 年法律第 174 号)による信号所の設置又は管理に係る行為

- (20) 航空法(昭和 27 年法律第 231 号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第 96 条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
- (21) 気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (22) 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (23) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる港湾施設(同条第 6 項の規定により同条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- (24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (25) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (26) 放送法による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (28) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (29) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (30) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)による信号機の設置又は管理に係る行為
- (31) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(32) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

(33) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は長崎県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

(34) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

(平17条例12・一部改正)

(風致地区の種別)

第4条 風致地区の種別は第1種、第2種、第3種及び第4種とし、その区域は市長が別に定める。

(許可の基準)

第5条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で別表第1から別表第3までに定める基準に適合するものについて、同項の許可をするものとする。

(立入検査等)

第6条 市長は、風致の維持のため、他人の占有する土地に立ち入って物件又は工事その他の行為の状況を検査する必要があるときは、その必要の限度において、当該土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 市長は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者があるときは、立ち入ろうとする日の3日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により建築物が所在し、又はかき、柵等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(監督処分等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(3) 第 2 条第 1 項の許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第 2 条第 1 項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定による市長の命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 2 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 2 条第 2 項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

(両罰規定)

第 11 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前 2 条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和 45 年長崎県条例第 41 号)に基づき、長崎市長若しくは長崎県知事が行った許可、処分その他の行為又は長崎市長若しくは長崎県知事に対して行われた協議、通知、申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（許可、処分その他の行為等に関する経過措置）

2 この条例の施行前に風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年長崎県条例第41号。）の規定に基づき、長崎市長若しくは長崎県知事が行った許可、処分その他の行為又は長崎市長若しくは長崎県知事に対して行われた協議、通知、申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1 (第 5 条 関係)

区 分		許 可 の 基 準
建 築 物 等 の 新 築	仮設の建築物等	当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 2 当該建築物等の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
	地下に設ける建築物等	当該建築物等の位置及び規模が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	その他の建築物等	建築物にあつては、当該建築物の高さが別表第 2 の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(い)欄に掲げる高さを超えないこと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。 2 建築物にあつては、当該建築物の建ぺい率が別表第 2 の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(う)欄に掲げる割合を超えないこと。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 3 建築物にあつては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては別表第 2 の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(え)欄に掲げる距離、その他の部分にあつては別表第 2 の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(お)欄に掲げる距離以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 4 建築物にあつては当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 5 建築物にあつては、敷地が造成された宅地又は水面の埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な最小限度の植栽その他の措置を行うものであること。
建築物等の改築		建築物にあつては、改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。 2 建築物にあつては改築後の建築物の位置、形態及び意匠

		が、工作物にあつては改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
建築物等の増築	仮設の建築物等	当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 2 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
	地下に設ける建築物等	増築後の建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	その他の建築物等	建築物にあつては、当該増築部分の建築物の高さが別表第2の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(い)欄に掲げる高さを超えないこと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。 2 建築物にあつては、増築後の建築物の建ぺい率が別表第2の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(う)欄に掲げる割合を超えないこと。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 3 建築物にあつては、当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては別表第2の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(え)欄に掲げる距離、その他の部分にあつては別表第2の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(お)欄に掲げる距離以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 4 建築物にあつては増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
建築物等の移転		建築物にあつては、移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては別表第2の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(え)欄に掲げる距離、その他の部分にあつては別表第2の(あ)欄に掲げる種別ごとに同表の(お)欄に掲げる距離以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる

	場合においては、この限りでない。 2 建築物にあっては移転後の建築物の位置が、工作物にあっては移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
宅地の造成等	次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (1) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合(以下「緑地率」という。)が、別表第3の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる割合(当該宅地の造成等に係る土地の面積が1,000平方メートル未満の場合にあっては、当該割合に2分の1を乗じて得た割合)以上であること。 (2) 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (3) 宅地の造成等に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。 ア 5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 イ 都市の風致の維持上特に重要な森林で、市長があらかじめ指定したものの伐採 (4) 宅地の造成等に係る土地の面積が1ヘクタール以下の場合における(3)アに規定する切土又は盛土を伴うものにあっては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
木竹の伐採	木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われた土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。 (1) 第2条第1項第1号又は第2号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採 (2) 森林の択伐 (3) 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(前項(3)イの森林に係るものを除く。)で伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの (4) 森林である土地の区域外における木竹の伐採
土石の類の採取	採取の方法が、露天掘りでなく(必要な埋め戻し若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場

	合を除く。)、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
水面の埋立て又は干拓	次に掲げる要件に該当すること。 (1) 適切な植栽を行うこと等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。 (2) 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
建築物等の色彩の変更	変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

別表第 2 (第 2 条、第 5 条関係)

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)
種別	高さ	建ぺい率	外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の道路に接する部分の境界線までの距離	外壁又はこれに代わる柱の面から敷地のその他の部分の境界線までの距離
	メートル		メートル	メートル
第 1 種	8.0	10 分の 2	3.0	1.5
第 2 種	10.0	10 分の 3	2.0	1.0
第 3 種	13.0	10 分の 3	2.0	1.0
第 4 種	15.0	10 分の 4	2.0	1.0

別表第 3 (第 5 条関係)

区分	緑地率
都市計画法上の市街化区域又は用途地域が定められていない土地の区域	第 1 種
	第 2 種
	第 3 種
	第 4 種
都市計画法上の市街化区域又は用途地域が定められている土地の区域	